

郡山市行財政改革大綱2018

－ 未来（あす）を見据えた行財政経営 －

推進期間：2018年度～2021年度

2018年3月

郡山市

目 次

郡山市の行財政改革体系図

1 行財政改革大綱2018の策定にあたって

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) これまでの行財政改革の取り組み | P.1 |
| (2) 平成27年度以降の行財政改革の主な成果 | P.4 |
| (3) 新大綱策定の必要性 | P.13 |

2 行財政改革の基本方針

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 基本理念 | P.24 |
| (2) 行財政改革の視点と主な手段 | P.25 |
| (3) 推進期間 | P.29 |
| (4) 推進方法 | P.29 |
| (5) 推進体制 | P.29 |
| (6) 推進状況等の公表 | P.30 |

3 行財政改革のための重点推進目標と取組事項

- | | | |
|----------|-----------------|------|
| 重点推進目標 1 | 効率的・効果的な行政運営の推進 | P.32 |
| 重点推進目標 2 | 持続可能な財政基盤の確立 | P.39 |
| 重点推進目標 3 | 市民総活躍による行財政運営 | P.44 |

基本理念 「未来（

行財

3つの

1 効率的・効果的な行政

取組事項

- (1) 市民サービスの向上に資する
- (2) ICTを活用した効率的・効
- (3) 効率的な組織体制の確立
- (4) 人材(人財) 育成と多様な働き
- (5) 適正で透明性の高い行財政運

2 持続可能な財政基盤の確立～ワ

取組事項

- (1) 歳出の節減・合理化
- (2) 税収、税外収入の確保・充実
- (3) 公有資産マネジメントの推進

3 市民総活躍による行財

取組事項

- (1) コレクティブ・インパクトに
- (2) 民間活力の活用による多様な
- (3) 隣接する自治体等との連携に

※実施計画に

視点1
「市民の視点」

視点2
「バックキャストの視点」

視点3
「市民総活躍の視点」

視点4
「行政経営資源の有効活用の視点」

視点5
「データに基づく経営分析の視点」

づくり基本指針

支え

あす) を見据えた行財政経営」

政改革

重点推進目標

運営の推進

行政運営の推進
果敢な行政サービスの提供

方の推進
営

イズスペンディングの徹底～

政運営

よる行政課題の解決
主体との連携～共奏フロンティア～
よる行政運営の強化

より進捗管理

手段1 「徹底したICTの活用」

手段2 「カイゼン・BPRの推進」

目指す姿

1 「変化し続ける課題に対応できる行政経営資源の確保」

スマート市役所

2 「質の高い市民サービスの提供」

1 行財政改革大綱 2018 の策定にあたって

(1) これまでの行財政改革の取り組み

◆昭和 61 年 12 月「郡山市行財政改革大綱」策定

【推進期間：昭和 62 年 4 月～平成 8 年 3 月】

本市では、昭和 61 年 12 月に「郡山市行財政改革大綱¹」を策定し、組織機構の改編、行政事務の電算化、情報公開制度の確立を図るとともに、事務事業の執行にあたっては、絶えず見直しを行い、先進的、効率的かつ効果的な行政運営に努め、積極的に行財政改革を推進してきました。

◆平成 8 年 3 月「郡山市行財政改革大綱」策定

【推進期間：平成 8 年 4 月～平成 11 年 3 月】

その後も、市民サービス向上のため、新たな行政課題に的確に対応する行政システムの確立を目指し、「郡山市行財政改革推進委員会²」の提言を受け、平成 8 年 3 月に「郡山市行財政改革大綱」を策定しました。

◆平成 10 年 11 月「郡山市行財政改革大綱」改訂

【推進期間：平成 11 年 4 月～平成 15 年 3 月】

平成 9 年 4 月に「中核市³」に移行した本市では、その先導的な役割を自覚するとともに、市の独自性を発揮すべく、行財政改革を最重要課題の一つと位置付け、平成 10 年 11 月に大綱の改訂を行い、ごみ収集業務やホームヘルプサービス、学校給食の民間委託等を実施しました。

◆平成 15 年 2 月「郡山市行財政改革大綱」改訂

【推進期間：平成 15 年 4 月～平成 19 年 3 月】

平成 14 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針⁴2002」においては、地方行財政改革を強力かつ一体的に推進するため、国の関与の縮小、地方の権限と責任の拡大、そして、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方の「三位一体」での検討などの方針が示されまし

¹ 行財政改革に対する取り組みの方向性を示した基本方針のこと。

² 簡素で効率的な行財政運営の推進を図るため、郡山市行財政改革大綱の策定に関する基本的事項、その進捗状況に関する事項について協議を行う本市の機関のこと。公募委員、学識経験者、各種団体の代表など 12 人以内の委員で組織する。

³ 人口 20 万人以上の要件を満たした政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市で、その事務権限を強化することにより、できる限り住民に身近なところで行政を行うことができるように指定される都市のこと。保健衛生や都市計画など、政令指定都市に準じた事務が都道府県から移譲される。

⁴ 一般に「骨太の方針」と呼ばれているもの。経済・財政・行政・社会などの各分野における構造改革の基本的な考え方・方向性と具体的なメニューを示したもので、2001 年から 2006 年まで使用されていた名称。内閣に置かれた経済財政諮問会議の答申を経て、閣議決定される。

た。このような中、IT⁵等を活用した行政運営の効率化や合理化など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢等の変化に的確に対応するとともに、「自己決定、自己責任⁶」のもとに必要な行政サービスの維持向上と総合的な行財政体制を整備するため、平成15年2月に大綱を改訂し、行政評価の導入や行政センターの見直し、パブリックコメント制度⁷の導入、財団等外郭団体⁸の統廃合等、行財政全般について改革の取り組みを積極的に実施しました。

◆平成19年3月「郡山市行財政改革大綱」策定

【推進期間：平成19年4月～平成23年3月】

地方自治体を取り巻く財政環境が、いわゆる国の三位一体の改革⁹の影響もあり、かつてないほど厳しい状況となっている中、様々な行政課題に的確に対応し、市政運営に関する「4つの基本理念」¹⁰及び「10大政策」¹¹を着実に進めていくためには、「選択と集中」の理念¹²に基づき、より積極的に行財政改革に取り組む必要がありました。

また、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」¹³（平成17年3月29日付）、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（地方行革新指針）」¹⁴（平成18年8月31日付）を基本として策定しました。

-
- ⁵ インフォメーション・テクノロジー（情報通信技術 Information Technology）の略称のこと。コンピュータやデータ通信に関する技術の総称をいう。その言葉の意味は広く、情報通信分野の基礎技術から応用技術の範囲にまで及ぶ。
- ⁶ 平成12年4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、住民に身近な行政サービスの提供は、地方自治体が自らの判断と責任において、地域特性や住民意思を尊重しながら決定し、実施すること。
- ⁷ 市の基本的な計画等の策定過程において、案の段階でその趣旨、目的、内容等を広く市民に公表し、市民からその計画等に対する意見等の提出を受け、その寄せられた意見等に対して、市の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮し、実施機関の意思決定を行うこと。
- ⁸ 官公庁から出資・補助金等の財政的支援を受け、補完的・代替的な業務を行う団体の総称のこと。出資関係等の法制度面のほか、事業・活動の内容や実質的な運営面において官公庁と密接な関連性を有している。
- ⁹ 小泉純一郎内閣が掲げた「聖域なき構造改革」の一環として、「骨太の方針2002」で方針が決定されたもので、「国庫補助金負担金の廃止及び縮減」、「税源の移譲」、「地方交付税の見直し」を一体的に進めること。
- ¹⁰ 第五次総合計画における本市政運営の理念で、「市民が主役の郡山」、「継続と創造の精神」、「ハードよりソフト」及び「選択と集中」の4つをいう。
- ¹¹ 人を惹きつけ、住みたくなる、魅力ある都市とするために、市民の皆様と行政が共有するまちづくりの目標のこと。
1) 市民の視点に立った新しい行財政経営の推進 2) 基幹産業「農業」「商業」「工業」「観光」の振興、雇用の確保
3) スポーツや文化の交流都市の創造 4) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進 5) 個性と生きる力を育てる教育の充実 6) 高齢者支援の充実 7) 市民が主役の協働のまちづくりの推進 8) それぞれの地域特性を生かした整備・拡充 9) すべての市民が快適に移動できる総合交通対策の推進 10) 安全・安心で快適な生活基盤の整備
- ¹² 行政に民間の経営感覚を取り入れるとともに、無駄を省き、将来を見据えた効率的・効果的な行政運営を推進すること。
- ¹³ 平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ策定された指針で、総務省が、平成17年3月29日に地方自治体に通知した。指針では、平成17年度からおおむね平成21年度までの具体的な取り組みを“集中改革プラン”として公表し、既存事業の廃止や統廃合、民間委託、指定管理者制度の導入等を検討するとともに、電子自治体やP D C Aサイクルの導入を推進することを求めている。
- ¹⁴ 平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ策定された指針で、上記の新地方行革指針への新たな推進項目の追加という意味をもつもの。総務省が、平成18年8月31日に地方自治体に通知した。指針では、「総人件費改革」、「公共サービス改革」、「地方公会計改革」及び「自治体間の比較・評価を容易に行える情報開示のルール作成・住民監視の強化」について、重点的に推進することを求めている。

◆平成 23 年 3 月「郡山市行財政改革大綱」改訂

【推進期間：平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月】

平成 19 年 3 月に策定した「郡山市行財政改革大綱」は推進期間が平成 22 年度までとなっていたことに伴い、「郡山市第五次総合計画¹⁵の着実な推進」及び「より市民にわかりやすい行財政改革を推進する観点」から、その内容を体系的に整理し、市民サービスの更なる向上と当時の社会経済情勢を反映させ、市民ニーズと時代に即した行財政改革を推進するため改訂しました。

この行財政大綱には 3 つの重点推進目標を掲げており、それぞれに「郡山市行財政改革大綱実施計画」¹⁶を策定し、推進してきました。

◆平成 27 年 3 月「郡山市行財政改革大綱」改訂

【推進期間：平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月】

平成 23 年 3 月に改訂した「郡山市行財政改革大綱」の推進期間が平成 26 年度に終了することに伴い、東日本大震災及び原子力災害からの復旧、復興や近年のゲリラ豪雨による浸水被害等の災害に対する防災・減災の必要性本市の現状と「経済財政運営と改革の基本方針¹⁷2014」を踏まえ、市民サービスの更なる向上と現在の社会経済情勢を反映させ、来るべき財政需要にも対応できる持続可能な行財政運営のため、改訂しました。

¹⁵ 郡山市の最上位に位置づけられる計画のこと。平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間のまちづくりの指針をまとめたもの。「人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山」を将来都市像とし、6 つの大綱を表す「基本構想」、その方向性を体系的に表す「基本計画（個別分野計画、戦略行動プロジェクト、地域づくりプラン）」、より具体的な事業を表す「実施計画」で構成されている。

¹⁶ 郡山市行財政改革大綱に定めた事項を実現するために策定する具体的な取り組みを示した計画。

¹⁷ 一般に「骨太の方針」と呼ばれており、国の税財政や経済政策の基本方針をまとめたもの。内閣に置かれた経済財政諮問会議の答申を経て、閣議決定される。

(2) 平成 27 年度以降の行財政改革の主な成果

重点推進目標 1 効率的・効果的な行政運営の推進

○ 市民の視点に立った行政サービスの提供

◇ 窓口サービスのカイゼン

市民の満足度を向上させる窓口を目指し、市民ニーズを把握しながら、部局横断型会議を活用し、窓口の利便性や職員の知識・接遇能力の向上に努めました。

また、短期的な業務プロセス再構築¹⁸として、窓口サービスカイゼン研究会において「転居時の住民異動手続に伴う通学区域外就学許可の簡略化」や「継続検査用軽自動車の納税証明書発行の取扱い窓口の拡充」を実施するなど、取扱い業務の最適化に努めました。

◇ マイナンバー（社会保障・税番号制度）利活用の推進

マイナンバーカード¹⁹やマイナポータル²⁰を活用し、市民の利便性の向上に寄与する新たな市民サービスを事業化の検討に努めました。

しかしながら、マイナンバーカードの普及率が向上していないことから、今後、マイナポータルの本格運用に伴い、普及率の向上を推進することが必要です。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
マイナンバーカード交付枚数	—	9,471 枚	17,042 枚
マイナンバーカード交付率	—	2.89%	8.13%
コンビニ交付件数	—	113 件	2,042 件

◇ カイゼン運動の推進

TQM²¹の考え方に基づき、全庁的な「こおりやま☆カイゼン運動」²²を実施し、ムラ・ムリ・ムダを削減し、業務時間の削減やよりよい市民サービスの提供に努めました。

¹⁸ 業務の流れを最適化の観点から再構築すること。BPR：Business Process Re-engineering の略称でも呼ばれる。

¹⁹ 本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになる IC カードのこと。

²⁰ マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスのこと。子育てに関する行政手続がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる。

²¹ トータル・クオリティ・マネジメント（総合的品質管理 total quality management）の略称。元々は企業の製品品質を向上させるための経営手法のことであり、顧客が満足する品質を備えた品物やサービスを提供できるように、企業の中組織を効率的・効果的に運営し、企業目的の達成に貢献する体系的な活動のこと。

²² 「市民の笑顔のため」、「行政をもっと良くするため」に、Smile（市民も職員も笑顔）、Smart（ムラ・ムリ・ムダの解消）、Speedy（速く）な仕事を目指し、「カイゼン」に全職員が取り組むことを推進する運動のこと。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
カイゼン件数	120 件	184 件	188 件
削減時間数（推定）	616 時間	1,672 時間	2,875 時間

◇ 情報通信技術（ICT²³）を活用した市民サービスの提供

各種申請について、申請時のムダを取り除く検討を行うため、各種申請書類を把握するとともに、申請方法については、ICT を活用して市民の利便性の向上に努めました。

また、平成 27 年の公民館を含む公共施設案内予約システム²⁴稼働や簡単電子申請²⁵の拡大、地理情報システムの充実などウェブサービスの推進に努めました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
簡単電子申請申込フォーム数	125 手続	125 手続	132 手続
予約システムアクセス数	55,076 件	82,841 件	94,682 件
Wi-Fi ²⁶ 環境提供施設数	24 施設	43 施設	53 施設

◇ Web 会議システム²⁷の導入

Web 会議システム「ライブネットこおりやま」を導入し、行政センターなどの出先機関等とのタブレットやインターネット端末を活用した迅速な情報共有に努めました。

また、手話通訳の窓口対応に活用するなど、事業の拡大に努めました。

◇ オープンデータ²⁸の活用

官民データ活用推進基本法²⁹の施行によりオープンデータの効果的活用が求められており、本市においても市の保有するデータを二次利用が可能なものとして公開を進めるとともに、データを活用した「感染症流行警告アプリ」³⁰や「ICT 防災マップ」³¹などを公開して地域課題や問題意識の共有を図りました。

²³ 「IT (Information Technology)」に、ネットワークによる双方向のつながり「C (Communication)」の重要性を明確にした「ICT (Information and Communication Technology)」を国等が用いている。本市においても情報通信技術におけるコミュニケーションの役割を重視し、本計画においても引用部分を除き、情報通信技術を表す用語として「ICT」を用いる。

²⁴ 公民館等の公共施設の利用について、インターネットで予約できるシステムのこと。

²⁵ 福島県と県内市町村が共同で運用しているシステムによるサービスで、郡山市の一部の手続きについて、インターネットを利用して、自宅などから、24 時間 365 日、申請や届け出をすることができる電子申請サービスのこと。

²⁶ 無線 LAN 機能 (IEEE 802.11 に準拠) を持つ情報機器について、その相互接続性を保証するブランド。無線 LAN の業界団体、Wi-Fi アライアンスが認定する商標名のこと。

²⁷ 郡山市の本庁や行政センター等の間を結ぶインターネットによるテレビ会議システムのこと。

²⁸ 機械による判読が可能な形式で提供される二次利用可能な公共データ。

²⁹ 国や自治体、民間事業者がもつ「官民データ」の活用を推進することを目的とし制定された法律のこと。2016 年 12 月 7 日に参議院本会議で可決・成立し、12 月 9 日の閣議決定を受けて公布、即日施行された。

³⁰ 感染症の流行状況を可視化し、早期対策を促すウェブアプリケーションのこと。利用者の投票によるかぜの流行状況や保健所が公表するインフルエンザ等の発生状況を地図上に表示し、感染症予防への意識を高めることができる。

³¹ ICT を活用して避難所の位置や洪水ハザードマップ等をウェブ上に表示する防災マップのこと。

○ 組織・機構の見直し

◇ 将来を見据えた組織改編

地方分権の進展や社会情勢の変化、多様な市民ニーズに対応するため、「将来を見据え、時代の変化に即応できる組織体制の構築」を目的とし、市民にとってわかりやすい組織体制の強化を図りました。

主な組織改編

平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
○文化スポーツ部の設置 ○教育総務部への改称 ○地域包括ケア推進課の設置 ○園芸畜産振興課の設置 など	○地域交通係の設置 ○ICT 推進係の改称 ○計量検査所の廃止 など	○水道局、下水道部の統合 ○文化財保護係の移管 ○施設保全指導係の設置 ○保育認定係の設置 など

○ 人材育成の推進

すべての職員が、スマイル（信頼に応え、周囲を笑顔にできる職員）・スピード（迅速に行動し、挑戦する職員）・スマート（効率よい仕事で成果を出せる職員）の精神で、法令順守のもと、市民の信頼を確保する「職員総活躍」を目指し、人事評価制度³²の導入やメンター制度³³の活用、待遇調査の実施、OJT³⁴の定着に努めました。

また、新しい発想のもと実効性のある施策の調査研究を行う「チャレンジ市役所『新発想』研究塾」の提言により、「移住・定住促進事業」や「空き家バンク³⁵の設置」等が事業化するなど、若手職員の政策形成能力向上に努めるとともに、技術系職員の意識改革を目的とした研修を実施するなど、的確かつ柔軟に対応できる職員の育成に努めました。

³² 職員がその職務を遂行する過程で発揮した能力及び挙げた実績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行と高い能力を持った人材の育成を図るとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、ひいては市民サービスの向上を図ることを目的とした制度のこと。

³³ メンティ（新規採用職員）が業務や生活全般についてメンター（先輩職員）に相談する、また相談しやすい環境を整備する等、周囲のメンバーが、早く職場に慣れるようメンティを支援する仕組みのこと。

³⁴ オン・ザ・ジョブ・トレーニングの略。日常業務を通じて、業務に必要な知識・技術・態度等を意図的・計画的・継続的に指導し、習得させる、最も効果的な人材育成の手法のこと。また、OJTは指導を受ける職員だけではなく、指導する職員の成長にもつながるメリットがある。

³⁵ 空き家を売りたい、貸したい方に空き家を登録していただき、その情報をインターネット等で公開し、空き家の利用希望者へ提供する仕組みのこと。

○ 民間活力の活用

◇ 補完性の原理³⁶に基づくアウトソーシング³⁷の推進

限られた人材、資産、情報を効率的・効果的に活用することが必要不可欠であることから、行政と多様な構成主体との連携により提供していく「郡山市 PPP（官民連携）導入指針」³⁸を平成 28 年 3 月に策定し、本指針に基づき推進することで、民間委託、PFI³⁹、指定管理者制度⁴⁰、民営化などの事業手法の展開に努めました。

学校給食調理業務の民間委託や学校用務員業務の民間委託のほか、BPR⁴¹(Business Process Re-engineering) による業務の標準化を行い、担い手の整理（民間委託の推進）を実施し、単純業務の PPP 以外の従来、市が直接行ってきた「専門定型業務」への PPP 導入に努めました。

給食調理業務委託	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校の委託校数	21 校	22 校	24 校
中学校の委託校数 ※給食センター数	2 施設	2 施設	2 施設
用務員業務委託	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校の委託校数	29 校	29 校	32 校
中学校の委託校数	20 校	20 校	20 校

◇ 産学金官などの多様な主体との連携

PFI に代表されるように、民間事業者の創意工夫等を通じて、質の高い公共サービスの提供が期待されています。郡山市観光協会を核にした「郡山市版 DMO⁴²」の形成や「官と民との経営資源をネットワーク化」し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進すること等を目的に、「民間事業者」、「大学を含めた研究機関」、「他の地方公共団体」等との協定による連携に努めました。

³⁶ 問題の解決等は、身近な基礎自治体である市が第一義的に事務を行うものであり、市が出来ないことは県が担い、県が出来ないことは国が担うという考え方のこと。本市では、この考え方を成熟社会における市と民間（市民、地域、事業者など）の役割分担に引用し、互いに補完し合う考え方として使用している。

³⁷ 従来は組織内部で行っていた、もしくは新規に必要な業務、事務等について、それを独立した外部組織からサービスとして購入する契約のこと。

³⁸ 行財政改革の一手法として、誰が最も有効的で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から行政と多様な構成主体との連携により提供していく PPP (Public Private Partnership) (官民連携) の推進を図るために平成 27 年度に策定した指針のこと。

³⁹ プライベート・フィナンシャル・イニシアチブ (Private Finance Initiative) の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。

⁴⁰ 多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を広く活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る制度のこと。

⁴¹ 既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れ (ビジネスプロセス) を最適化する観点から再構築すること。

⁴² デスティネーション・マネジメント (マーケティング) ・オーガニゼーション (Destination Marketing/Management Organization) の略称。地域の観光資源に精通し、地域住民や団体と協働して観光振興を担う法人のこと。

連携主体	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
民間事業者等との協定	91	103	117
研究機関等との協定	4	8	12
他の地方公共団体との協定	17	30	30
合計	112	141	159

◇ 指定管理者制度の活用

公の施設の管理・運営について、民間ノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や経費節減等を図ることを目的として、PPP 手法の一つである指定管理者制度活用を推進し、現在 52 施設に導入しています。

また、平成 28 年度に「郡山市指定管理者制度ガイドライン」を策定したところであり、今後は、「郡山市公共施設等総合管理計画⁴³」との整合を図りながら、計画的に導入を推進していく必要があります。

○ ワークライフバランス⁴⁴の推進

職員一人ひとりのライフステージに応じて充実した生活を送ることができる支援体制の充実に努め、平成 28 年度に新たな「郡山市特定事業主行動計画⁴⁵」を策定しました。

BPR やカイゼンによる効率化・平準化、「郡山市 STANDARD⁴⁶」による全庁共通業務の削減を行い、また、特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに関する職員アンケートを実施するとともに、長期間労働を抑制し、誰もが健康で働きやすい職場の確保のため「超過勤務に関する指針⁴⁷」を定めました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年次有給休暇平均取得実績	9.4 日	9.6 日	9.2 日
超過勤務を年間 360 時間以上行う職員の割合	18%	16%	11%

⁴³ 郡山市が保有する公共施設及びインフラ施設のマネジメントに関する基本方針を定めた計画のこと。

⁴⁴ 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

⁴⁵ 仕事と家庭の両立と働きやすい職場環境づくりを推進する計画のこと。平成 21 年 5 月に策定した従前の計画を踏まえ、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の双方の趣旨も踏まえて見直し、一体的な特定事業主行動計画として平成 28 年 4 月に策定しました。

⁴⁶ 庶務事務等の全庁共通業務の効率化を図るため、「業務カイゼンのための現況調査」結果を基に、平成 28 年度に策定したマニュアルのこと。

⁴⁷ 「長時間労働の抑制」に取り組むため、超過勤務の運用に当たっての留意すべき事項等を定めた指針のこと。

重点推進目標 2 適正な財政運営の推進

○ 歳出の節減・合理化

◇ 新公会計制度⁴⁸の導入

これまでの単式簿記・現金主義⁴⁹による会計制度では把握が困難である「資産や負債の情報」や事業サービスに要した「真のコストの情報」を明らかにするため、平成 27 年 4 月から複式簿記・発生主義⁵⁰による新公会計制度を導入するとともに、平成 28 年度当初予算編成から原則「1 課 1 目」とする予算体系の見直しを行い、財政状況の「見える化」を推進しました。

◇ 電子入札制度⁵¹の導入

入札・契約事務の競争性、公正性を向上させるとともに、受発注に係る入札事務の省力化等を図るため、平成 27 年度から電子入札を導入しました。

その後、徐々にその適用範囲を拡大し、平成 29 年度からは「建設工事」及び「工事に伴う委託」に係る全ての入札案件について、電子入札を実施しています。

電子入札実績の推移

年度	平成 27 年度	平成 28 年度
電子入札実施件数 (内訳)	82 件 (工事 74 件、委託 8 件)	430 件 (工事 340 件、委託 90 件)
電子入札登録業者数 (内訳)	738 者 (工事 616 者、委託 122 者)	1,069 者 (工事 922 者、委託 147 者)

⁴⁸ 市民へ分かりやすい財務情報を提供することによる説明責任の充実や、個別の事業等におけるマネジメントに財務情報を活用することにより効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、現行の単式簿記・現金主義会計である官庁会計の仕組みに、複式簿記・発生主義の考え方を取り入れた会計制度のこと。

⁴⁹ 現金の収支の管理を重視する会計制度のこと。メリットとして、予算の使われ方を明確に表すことができるが、資産の情報や貸付金や収入未済に関する不納リスクが明確に表されないなどのデメリットがある。

⁵⁰ 一つの取引を二面的に記録し、現金の収支にかかわらず取引を記録する会計制度のこと。「単式簿記・現金主義」により不足する「ストック情報」や「コスト情報」を表現することができ、有効なマネジメントや説明責任を果たすことができる。

⁵¹ 入札における公正性、競争性の向上及び入札事務の効率化等を図るため、入札と開札の手続きに関してインターネットを利用して行う制度のこと。

○ 歳入の確保

◇ 施設愛称命名権（ネーミングライツ⁵²）の導入

施設等の維持管理や運営の財源確保等を目的としたネーミングライツ事業を新たに実施しました。

ネーミングライツ導入実績

募集年度	施設	愛称	ネーミングライツ料/年 (消費税別)
平成 28年度	開成山野球場	ヨーク開成山スタジアム	510万円
平成 29年度	開成山屋内水泳場	郡山しんきん開成山プール	210万円
	郡山市民文化センター	けんしん郡山文化センター	520万円
	郡山総合体育館	宝来屋 郡山総合体育館	320万円
	開成山陸上競技場	郡山ヒロセ開成山陸上競技場	220万円

○ 公共施設の保全・管理の最適化

◇ 郡山市公共施設等総合管理計画の策定

今ある施設を全て維持するには、普通会計において30年間で更新費用総額5,193億円（年平均173億円）必要となりますが、投資可能額見込は4,122億円であり、このままでは1,071億円が不足します。

そのため、更新費用を縮減し、必要な施設の改修・建替費用を確保していくため、平成28年3月に「郡山市公共施設等総合管理計画」（計画期間：2016年度～2045年度）を策定するとともに、平成29年度には、この総合管理計画の具現化のために、学校や道路などの施設類型ごとの具体的な方針である個別計画（計画期間：2018年度～2025年度）を策定しました。

⁵² 民間企業等が市に対価を支払い、市が所有するスポーツ施設や文化施設などの公共施設等に、愛称として社名や商品名などを付すこと。また、権利をいう。

重点推進目標 3 市民に開かれた行財政運営の推進

○ 適正で透明性の高い行政運営

◇ 各種媒体による市政情報の発信

ICTの発展とインターネット利用人口の増加等に伴い、市政情報は、広報紙「広報こおりやま」や「テレビ」等による発信に加え、市ウェブサイトの充実やFacebook⁵³、LINE⁵⁴等のSNS⁵⁵を活用した情報発信の充実に取り組みました。

従来の広報紙の世帯配布に加え、集客性が高い「福祉施設」や「商業施設」等に広報紙を配置する等情報発信の充実に努めたほか、平成28年度からスマートフォンアプリケーションソフト「マチイロ」⁵⁶に登録し、市外の方等にも広報紙のスマートフォンでの閲覧を可能にしました。

また、平成24年度から運用を開始した「Facebook」は平成28年度末時点での「いいね！」の数が6,000を超えており、継続した取り組みにより、Facebookの特性を活かした情報発信対象の広がりの可能性が期待できます。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
Facebook「いいね！」の数(件)	5,068	5,940	6,975
市ウェブサイトのアクセス数(件/月)	985,274	1,032,060	1,062,649

さらに、市ウェブサイトの項目の一つとして、平成29年度から各課にまたがる関連する情報を集約し、関連情報を検索しやすくした「ポータルサイト」を開設し、より市民が情報を利活用しやすい環境づくりに努めました。

運用中のポータルサイト	
こおりやま移住・定住ポータルサイト	移住・定住に関連した情報を集約したポータルサイト
官民連携ポータルサイト ～郡山市共奏フロンティア～	官民連携に係る情報を集約したポータルサイト

⁵³ SNSの一つで、インターネット上でさまざまなつながりを作っていくサービスのこと。登録した利用者(ユーザー)同士が情報交流を行なうほか、ユーザーが企業や団体などのページともコミュニケーションを図ることができる。

⁵⁴ SNSの一つで、スマートフォン、通話機能が中心の携帯電話やパソコンなどを使い、電話、互いに文字を入力し合う会話や、インターネット電話などを行う機能を有するツールのこと。

⁵⁵ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略称。インターネット上で人と人とのつながりを促進・サポートする、直接会ってする会話の代わりとなるコミュニティ型のツールのこと。

⁵⁶ 地方自治体の発行する広報紙や各種行政情報を届けるスマートフォン用アプリケーションソフトのこと。

◇ 記者会見等の充実

タイムリーな情報発信等のため、年間 1,000 件を超える報道関係者に向けた発表であるプレスリリースの実施や、定例記者会見・記者発表等を行いました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
プレスリリース数 (件)	1,341	1,260	1,308
記者会見等の数 (回)	9	16	16

○ 市民協働の推進

◇ 広聴機能の充実

市政等に市民の声を反映させるため、電子メール、はがき、FAX 等の複数の手段により、市民の声をうかがう「市民提案制度」に加え、スマートフォンアプリケーションソフトを活用した新たな広聴ツール「ココナビこおりやま⁵⁷」を平成 28 年 1 月から導入・運用しました。

「ココナビこおりやま」は修繕が必要な道路等の情報の早期把握、早期対応により事故等の軽減につながっています。

なお、いただいた意見等については、即座に検討・対応し、その状況等を市ウェブサイトその他、広報紙でも公表しています。

投稿数 (件/年)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市民提案制度	717	697	699
ココナビこおりやま	—	76	548

※「ココナビこおりやま」平成 27 年度は 1 月～3 月の件数

◇ 民間からの提案の活用

より効果的、効率的な行政課題への対応のため、民間事業者等からの積極的な提案を活用するため、指定管理者制度に適している施設の把握に際し、平成 29 年度に「市場性アンケート調査」(官民対話)を実施しました。

⁵⁷ 専用のウェブアプリケーション「FixMyStreetJapan (フィックスマイストリートジャパン)」を使って、道路の破損や防犯灯の故障などの地域の問題を、市民の皆さんがスマートフォンやタブレット端末などで、現場の写真を撮影・投稿し、市役所に情報を寄せていただくシステムのこと。

(3) 新大綱制定の必要性

① 国の動向

「集中改革プラン⁵⁸」に始まった国の行財政改革の流れは、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（骨太の方針）に引き継がれ、これを受け、平成 27 年 8 月 28 日総務大臣から「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」⁵⁹が発出されました。これは、旧大綱が基本とした、国の「集中改革プラン」に変わるもので、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するための業務改革の推進について、自治体に対する技術的助言がなされました。

その後も「骨太の方針 2016、2017」、「未来投資戦略⁶⁰2017」など行財政改革に関連する国等の動向があり、平成 29 年 10 月には、「自治体戦略 2040 構想研究会」⁶¹も設置され、2040 年頃の人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の検討を始めたところであります。

⁵⁸ 平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ策定された指針のこと。総務省が、平成 17 年 3 月 29 日に地方自治体に通知した。指針では、平成 17 年度からおおむね平成 21 年度までの具体的な取り組みを“集中改革プラン”として公表し、既存事業の廃止や統廃合、民間委託、指定管理者制度の導入等を検討するとともに、電子自治体や P D C A サイクル導入を推進することを求めている。

⁵⁹ 平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」を踏まえ策定された指針のこと。総務省が平成 27 年 8 月 28 日に地方自治体に通知した。指針では、BPR 手法及び I C T を徹底的に活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が求められている。

⁶⁰ 近年急激に起きている第 4 次産業革命（IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボットまた、インターネットを介して使われていない資産を活用するシェアリングエコノミー等の新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生みだすイノベーション）を、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society 5.01」を実現するための新たな成長戦略のこと。

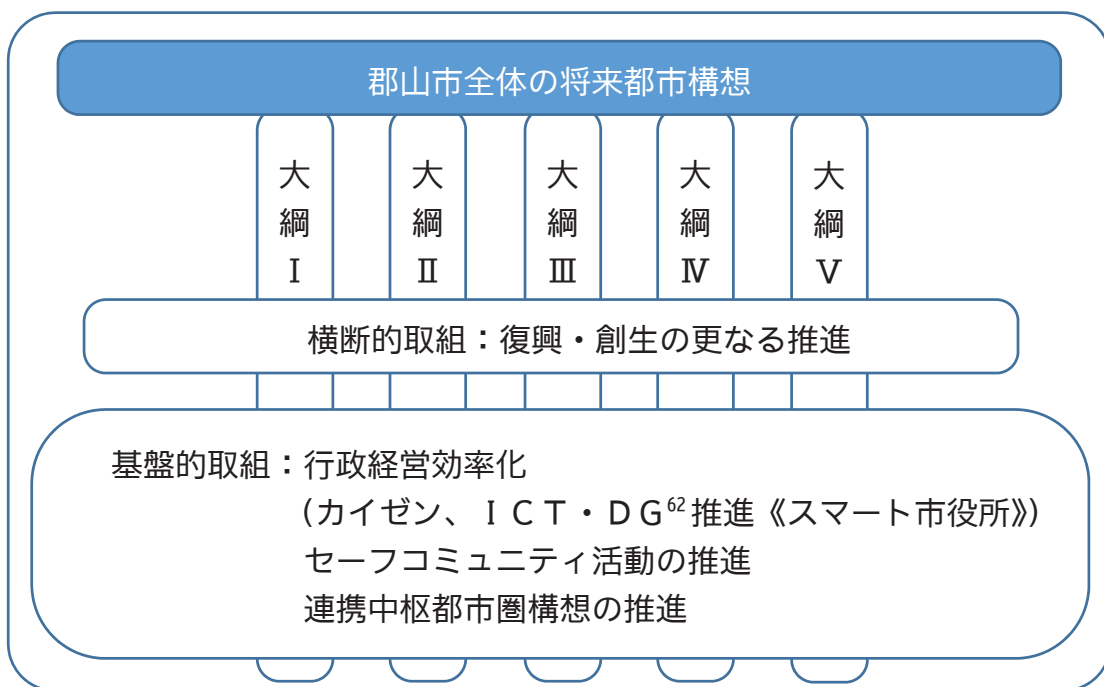
⁶¹ 2040 年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の検討をするための研究会のこと。

② 郡山市まちづくり基本指針の策定

目標年度を 2025 年度とする郡山市まちづくり基本指針は、市民が望む「あるべき将来像」を実現するため、変化し続ける課題へ対応し、ともに目指す未来のため、市民が描く市民のための基本指針として策定し、本市の最上位計画に位置づけられるものです。

郡山市まちづくり基本指針は、以下の 5 つの大綱で構成されていますが、行財政改革の取り組みは、本市のまちづくりがこの指針に基づき着実に推進するために必要な基盤的取組として位置づけられています。

郡山市まちづくり基本指針の施策体系



郡山市まちづくり基本指針の将来構想を実現するための 5 つの分野別大綱

大綱 I 「産業・仕事の未来」(商業・工業・雇用・農林業分野)

大綱 II 「交流・観光の未来」(交流・文化・観光・広聴広報・シティプロモーション分野)

大綱 III 「学び育む子どもたちの未来」(子育て・教育・地域学習分野)

大綱 IV 「誰もが地域で輝く未来」(市民協働・生涯学習・保健福祉・男女共同参画分野)

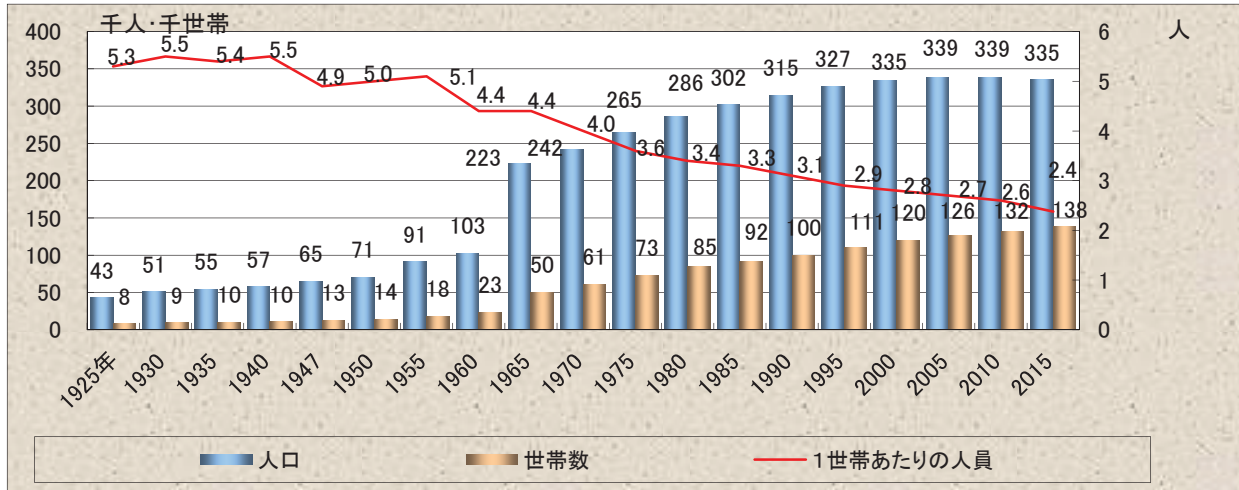
大綱 V 「暮らしやすいまちの未来」(環境・防災・市民安全・生活インフラ分野)

⁶² DG：デジタル・ガバメント (Digital Government の略) 国が進めるデジタル社会に対応した電子行政のこと。

③ 本市を取り巻く課題（経営資源の動向）

ア 人口減少問題（少子・高齢化）

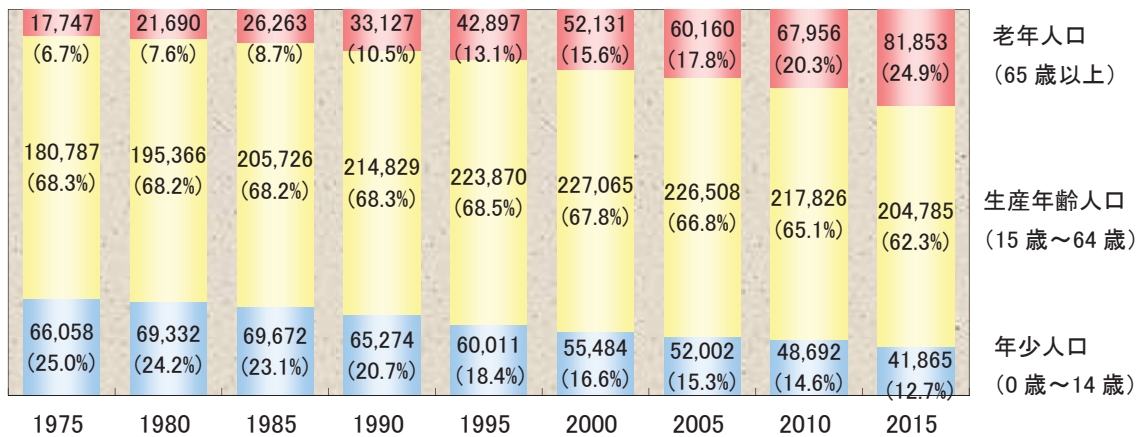
【人口と世帯数】



資料：国勢調査（国勢調査 2015 年）

郡山市の人口は 2004（平成 16）年にピークを迎え、減少傾向にあります。世帯数は増加しています。このことは、世帯構成人数の減少（核家族化、単身世帯等）の傾向が現れており、家族で支えあうことが困難になってくる状況が推測されます。

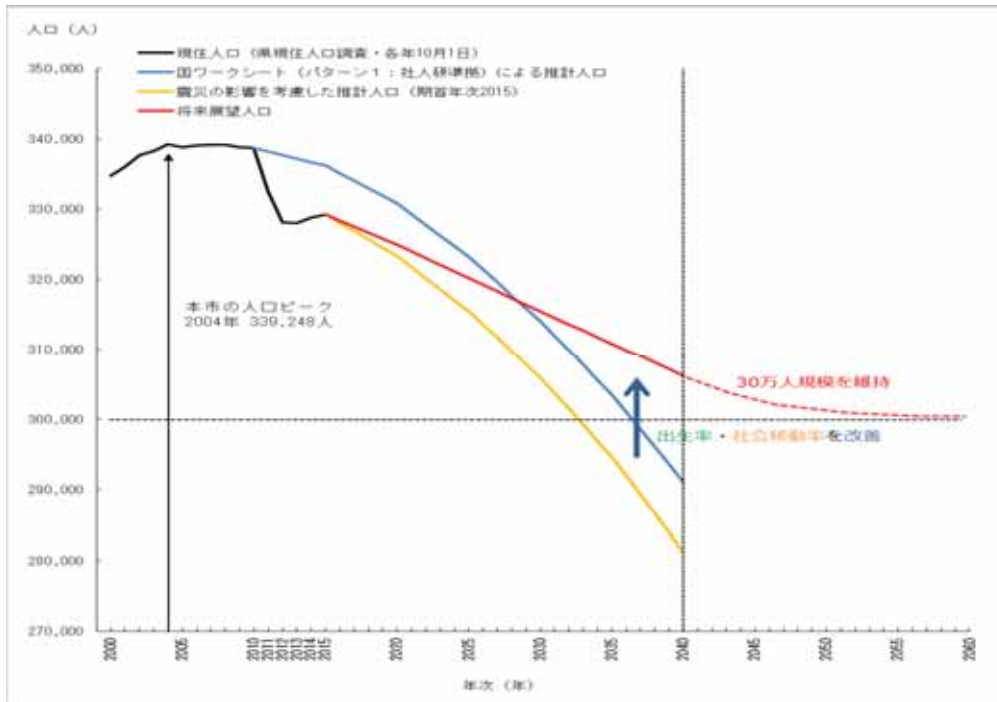
【年齢別人口】



資料：国勢調査（国勢調査 2015 年）

老年人口の割合が、増加傾向にあり、生産年齢人口、年少人口共に減少し、少子高齢化の傾向が現れています。

【本市の将来推計人口と将来展望人口の比較】



資料：郡山市人口ビジョン

本市の人口がこのまま減少した場合、2040年には28万人まで減少することが見込まれていますが、経済県都として、地域経済を牽引していくには、30万人規模を維持することが必要としています。

イ 財政状況等（資金）

【一般会計決算額】



資料：財政課

東日本大震災・原子力災害からの復興をはじめ、各種財政需要の増加により、震災以降、歳入・歳出共に増加が続いています。

【市税等収入】



※地方譲与税

地方譲与税とは、本来地方税として徴収するべきであるが、徴収の困難さや税源の偏在などの理由により、国がいったん国税として徴収し、一定の基準に従って「交付税及び譲与税配付金特別会計」から地方公共団体に譲与するもの。地方譲与税には、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。

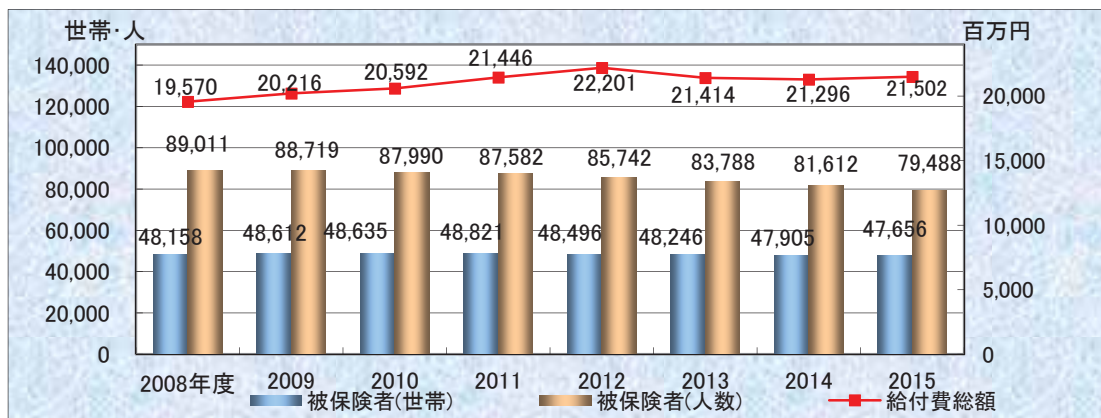
資料：財政課

市税収入は、震災直後に減少し、徐々に回復傾向にあります。震災前までの水準にまでは回復していません。

【社会保障費の増加】

2025年問題⁶³としても注目されており、今後行政サービスを維持するうえで、介護、医療費等の社会保障費増加に対する対応が喫緊の課題です。

○国民健康保険被保険者数と給付費総額

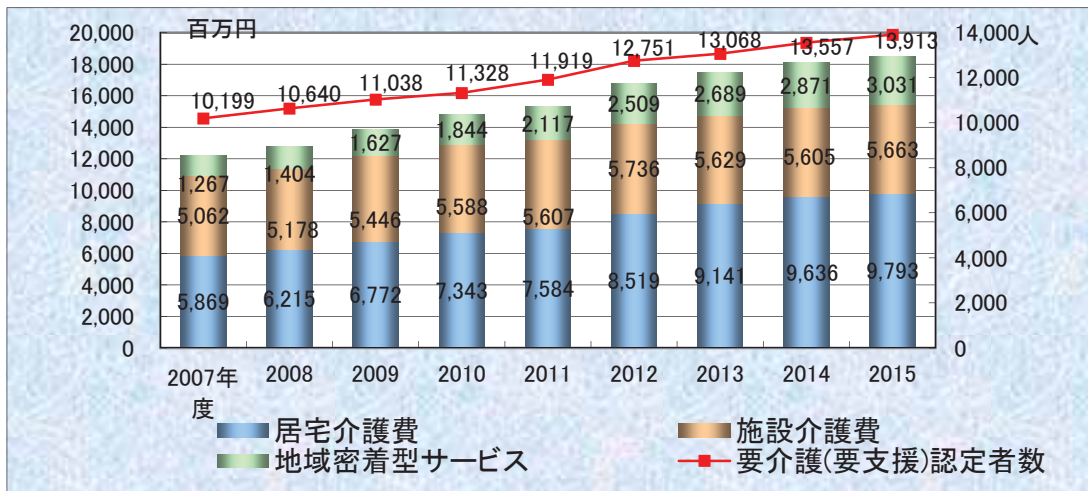


資料：郡山市統計書、介護保険課

国保の加入者数は減少していますが、給付費総額が増加していることから、一人当たりの医療費が増加していると推測されます。

⁶³ 西暦2025年は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年であり、人口予測等によると、2025年以降は4人に一人が75歳以上という超高齢社会となるため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れると指摘されている問題のこと。

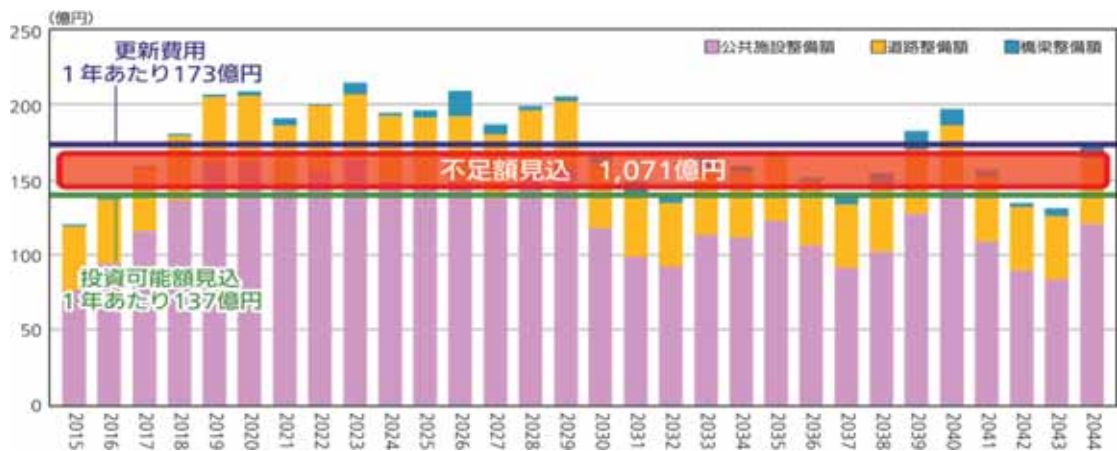
○介護保険給付費と要介護（要支援）認定者数



資料：郡山市統計書、国民健康保険課

要介護認定者数、各種介護サービス費共に増加傾向にあります。

ウ 公共施設等維持コストの増大（資産）



資料：郡山市公共施設等総合管理計画

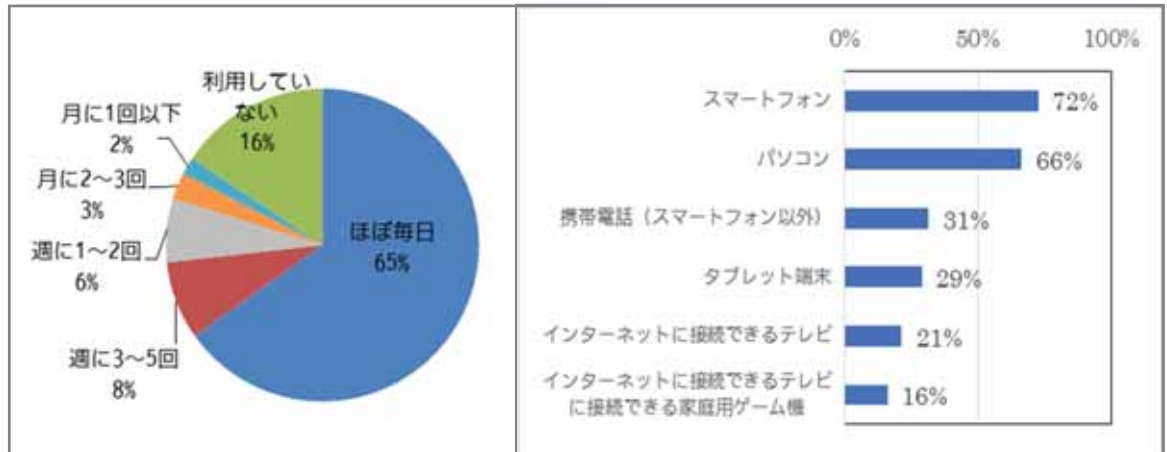
現有施設をすべて維持する管理コストは、30年間で5,193億円必要です（普通会計分）が、投資可能見込額は4,122億円であり30年間で1,071億円不足すると見込んでいます。

エ インターネット利用状況（情報）

○インターネットの利用頻度及びインターネット利用時の使用機器

資料：ソーシャルメディア推進課

ICT推進計画 2018-2021 策定に係るアンケートより（2017年）
無作為に抽出した市民1,500人のうち407人が回答

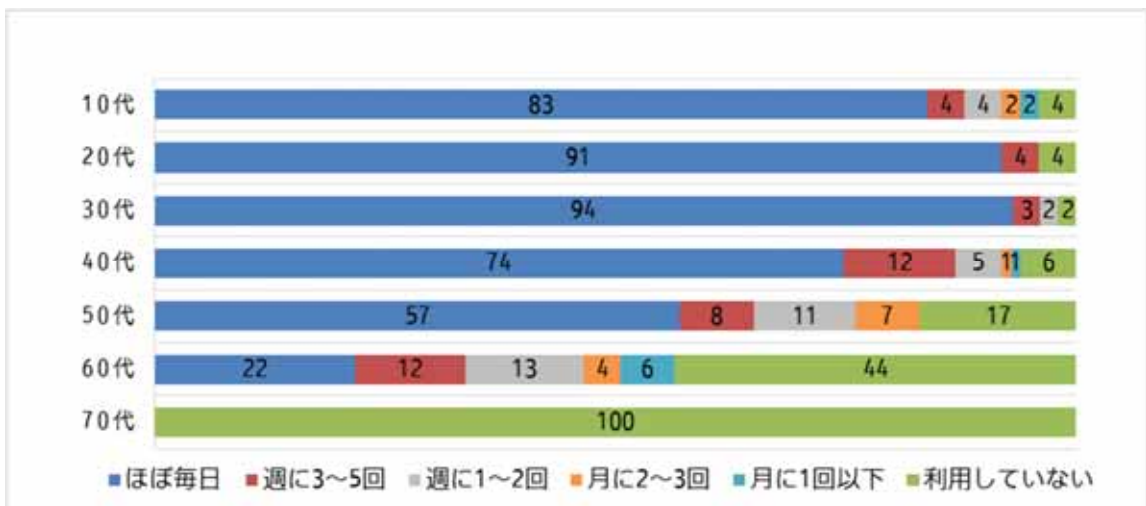


インターネットの利用はスマートフォン等持ち運べる機器やテレビ等様々であり、手軽になってきたことから、ほぼ毎日使用する割合が高いものと推測されます。

○年代別インターネット利用率

資料：ソーシャルメディア推進課

ICT推進計画 2018-2021 策定に係るアンケートより（2017年）
無作為に抽出した市民1,500人のうち407人が回答



インターネットの利用率は、年代が高くなにつれ、低くなっており、また、50代から70代では利用していない割合が全体平均（上図参考）より高くなっています。

オ 予見可能性の高い課題【将来の年表】

既に迎つつある人口減少・少子高齢社会を背景として、将来的に起こりうる予見可能性の高い課題が既に多く指摘されています。

※「将来の年表」：各年度に発生が予測される課題(郡山市まちづくり基本指針より)

1) 主に人口減少に起因する課題

※現時点での見込みを記載しており、不確定の項目もあります。

年度	項目名
2018	18歳人口の急激な減少により大学の倒産件数が増加
2019	2019年度の5,307万世帯をピークに日本の総世帯数がピークアウト
2020	50歳以上の女性人口が49歳以下を上回り、出産可能な年齢人口が激減 東京都の人口がピークを迎え、全ての都道府県で人口減少局面に突入
2021	団塊ジュニア世代 ⁶⁴ 高齢化による介護離職等に伴い企業の人材不足が深刻化
2022	独居高齢者世帯が増加し、全世帯の1/3超がひとり暮らし世帯となる
2023	団塊ジュニア世代が50代となり企業の人件費負担がピークとなる 空き家率が全国で21.1%程度に上昇
2024	死亡者数が年間150万人を超え、死亡者数が出生者数の倍になる
2025	2024年度までに団塊世代が全て後期高齢者になり社会保障財政負担が増大

2) 各省庁等が掲げる年次目標及び直接的な人口減少以外の課題など

※現時点での見込みを記載しており、不確定の項目もあります。

年度	項目名
2018	国民健康保険財政運営を市町村から都道府県に移管[厚生労働省] 国民投票 ⁶⁵ の投票権年齢が「満18歳以上」に[総務省] 学校休業日分散等を目的に「キッズウィーク」 ⁶⁶ 設定[未来投資戦略] 新幼稚園教育要領、新幼保連携型認定こども園教育・保育要領施行[文部科学省] 新保育所保育指針施行[厚生労働省] コメの生産調整(減反政策)廃止[農林水産省]

⁶⁴ 日本において1971年から1974年までに生まれた世代のこと。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれ、世代人口が他の世代に比べて多い。

⁶⁵ 平成22年5月18日に施行された「日本国憲法の改正手続に関する法律(憲法改正国民投票法)」に基づき、改正案ごとに1人1票を投票すること。憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超えた場合は、国民の承認があったものとなる。

⁶⁶ 2018年4月からの実施を目標に教育再生実行会議で検討している小中学校の夏休みなど長期休暇の一部を学校や地域ごとに別の時期に分散取得することで、大人と子供が一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出するための制度のこと。

年度	項目名
2019	消費税率10%に引き上げ[国税庁] 下水道及び簡易水道事業を重点事業とした公営企業会計 ⁶⁷ 適用の推進 [地方行政サービス改革の推進に関する留意事項]
2020	世界に先駆けた5G ⁶⁸ の商用サービス開始[経済産業省] 指導的地位の女性の割合30%目標[男女共同参画局] 訪日外国人旅行者数4000万人など観光ビジョンの目標[観光庁] 国のプライマリーバランス ⁶⁹ 黒字化による財政健全化目標[財務省] 公共データオープン化の集中取り組み期間終了[内閣官房] 東京オリンピック・パラリンピック開催 小学校新学習指導要領施行[文部科学省] 大学入試制度改革[文部科学省] 行政手続コスト2割削減目標[未来投資戦略] 復興庁の廃止[復興庁] 温室効果ガス排出量を2005年比で3.8%削減[環境省] 障がい者の地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に1件以上整備[厚生労働省]
2021	中学校新学習指導要領施行[文部科学省]
2022	高校新学習指導要領施行[文部科学省] PPP/PFI事業規模21兆円目標[未来投資戦略] ベンチャーキャピタル ⁷⁰ 投資額対名目GDP ⁷¹ 比を2015年度比で倍増[未来投資戦略]
2023	コメ生産コスト2013年度比で4割削減目標[未来投資戦略] 農業法人経営体数5万件目標[未来投資戦略]
2024	年金受給年齢の段階的引き上げ[厚生労働省]
2025	厚生年金支給開始年齢の引き上げ（男性）※女性は2030年[厚生労働省] ICT技術等の活用で建設現場の生産性を2割向上[未来投資戦略] 大学への企業からの投資額をOECD ⁷² 諸国平均以上目標[未来投資戦略] 水素ステーションを全国に320箇所程度整備[環境省]

⁶⁷ 地方財政法第5条第1項に基づき地方公共団体が特別会計を設けて運営する地方公営企業の会計制度のこと。発生主義の考えに立った複式簿記による会計。

⁶⁸ 第5世代移動通信システム。現在規格化が進んでいる次世代の無線通信システムのこと。

⁶⁹ 基礎的な財政収支。一般会計の歳入総額から公債の発行(借金額)を除外し、歳出総額から過去の債務に係る元利払い(借金の返済)を除外した収支額のこと。このバランスが取れていれば、借入金に頼らない財政運営であると評価できる。

⁷⁰ 主に高い成長率を有する未上場企業等に対して投資を行い、資金投下と同時に経営に関して専門的見地から相談に乗ったり指導したりするコンサルティングを行い、投資先企業の成長、価値向上を図ること。

⁷¹ 国内総生産のうち、1年の経済活動の水準を市場の価格で算出したものこと。名目GDPは、その年に生産されたそれぞれの財の数量に市場価格を掛け合わせて価値を計測し、全てを合計して導き出される。名目GDPから価格変動の影響を除いたものを実質GDPという。

⁷² Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構の略称。本部をフランスのパリに置き、ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め35ヶ国の先進国が加盟する国際機関。OECDは国際マクロ経済動向、貿易、開発援助といった分野に加え、最近では持続可能な開発、ガバナンスといった新たな分野についても加盟国間の分析・検討を行っている。

以上の本市を取り巻く環境の変化や想定される課題にきめ細やかな対応をしていくため、また、「郡山市まちづくり基本指針」の着実な推進のためには、限られた人材、資産、資金、情報を一層効率的・効果的に運用することが重要となります。

このため、平成 27 年 3 月に改訂した「郡山市行財政改革大綱」の推進期間が平成 29 年度に終了することに伴い、行政課題に対応できる経営資源を確保しながら、市民サービスの更なる向上を目指し、将来を見据えた持続可能な行財政運営のため、新たな行財政改革大綱を策定するものです。

《白紙》

23

2 行財政改革の基本方針

(1) 基本理念

人口増を前提とした社会構造がかつて経験したことの無い人口減少に転じ、市町村は、地方分権の進展により培った自立性・主体性に加え、これまで以上に先を見据えた行財政経営を行い、市民満足度の高いまちづくりを進めることが求められています。

しかしながら、人材、資産、資金、情報等の行政経営資源は限られていることから、効率的な行財政経営を行い、押し寄せる行政課題へ柔軟に対応し、質の向上を目指しながら持続可能な形で市民サービスを提供しなければなりません。

これらのことから、基本理念を次のとおり設定し、行財政改革を推進します。

基本理念	未来（あす）を見据えた行財政経営
------	------------------

また、基本理念により行財政改革を推進し、次の2点の実現を目指します。

1 変化し続ける課題に対応できる行政経営資源の確保

「郡山市まちづくり基本指針」が目指す将来都市構想⁷³の実現と変化し続ける課題に迅速かつ柔軟に対応できるよう、必要な行政経営資源を確保します。

2 質の高い市民サービスの提供

社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な行財政経営に努め、市民満足度が向上する質の高い市民サービスを提供します。

⁷³ 郡山市まちづくり基本指針に掲げる市民や事業者も含めた郡山市全体が目指すべき将来像（郡山市の目指す未来）

(2) 行財政改革の視点と主な手段

本市の行財政改革は、次の5つの視点と主に2つの手段により推進します。

視点 1 市民の視点

公共サービスの提供はもとより、行財政運営全般にわたり、サービスの利用者である市民の視点に立った再点検や見直しを行い、行財政改革に取り組みます。

視点 2 バックキャストの視点

将来の課題を見据えて現在の対応を考えるバックキャスト⁷⁴の視点により、行財政改革に取り組みます。

視点 3 市民総活躍の視点

地域が抱える諸問題への対応と市民が主役のまちづくりを推進するため、補完性の原理に基づき、行政が担うべき役割の明確化を図り、市民参加や参画を一層推進するとともに、民間事業者、大学等高等教育機関、市民活動団体等の多様な主体との協働⁷⁵、連携⁷⁶により全ての市民に活躍していただく視点から、行財政改革に取り組みます。

⁷⁴ あるべき未来から振り返って何をすべきか考える手法。未来からの発想法。特に環境分野を中心に導入されてきた考え方であり、市民主体のまちづくりを誘導する方法として近年広がりを見せている。

⁷⁵ 近年、日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして考えられている概念のことで、市民、市民活動団体、事業者及び市が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のためともに取り組むこと。

⁷⁶ 質の高いサービスを提供するために、共有した目標・目的に向けて共に物事をすすめること。

視点
4

行政経営資源の有効活用の視点

行政が取り組むべき施策、事務事業の重点化を図り、限られた行政経営資源である人材、資産、資金、情報を有効に配分する視点から、行財政改革に取り組めます。

視点
5

データに基づく経営分析の視点

市民満足度の向上、成果重視の取り組み、市民ニーズへの迅速・的確な対応や、民間の長所を積極的に活用するとともに、人件費等を含めた総コストを意識し、効率的・効果的な行政運営に向け、エビデンス思考⁷⁷による様々なデータを分析・活用する経営分析の視点で、行財政改革に取り組めます。

⁷⁷ 証拠、根拠を持った考え方のこと。

(1) 業務へのICT活用

限られた人材、資金等の行政経営資源の効率化の観点から、各種業務へのICTをフル活用し、得られた行政経営資源をきめ細かな市民サービスへの展開に活用します。

なお、ICT等システム関連コストに関しては、導入、運用コストと業務コストとを比較し、最適で効果的な活用を図ります。

(2) 市民とのコミュニケーションの向上

近年のスマートフォン等の普及により、ICTを活用したFacebookなどのSNSによる市民と行政の双方向のコミュニケーションが身近になっています。

市政に関する情報の発信は、市民総活躍⁷⁸の実現に向け、情報を広く共有することにつながります。

本市においても、市民と行政のコミュニケーションをさらに深めるため、ICTを積極的に活用して市民ニーズを的確に捉えた質の高い市民サービスを推進し、住民満足度の向上を図ります。

(3) ICTの活用にあたって配慮すること

ICTの活用にあたっては、市民の視点に立ち、利用者の情報格差⁷⁹に対するきめ細かい対応や最適なICTのツールを選択します。

なお、情報セキュリティの徹底はもとより、システムの安定稼働等に努めます。

⁷⁸ 地域づくりの担い手として、自らの人生設計、企業においては経営方針を実現できる社会のこと。

⁷⁹ パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、情報受信や機会の格差のこと。「デジタルデバイド」ともいう。

本市では、市役所全体の市民サービスの質の向上を図るために、平成 26 年度から TQM の考え方に基づき、カイゼン運動を実施しています。

実効性のあるカイゼン運動に継続的に取り組むため、カイゼン運動に関する研修の実施や活動成果の庁内共有化などにより、職員が自ら取り組むカイゼン運動を推進し、常に自ら考え変える職員の育成と組織風土の醸成を図ります。

また、業務量調査や財務諸表等に基づき、絶えず業務の最適化（BPR）を意識し、効率的・効果的な行財政運営に努めます。

(3) 推進期間 2018年度～2021年度（4カ年）

行財政改革の目的の一つとして、郡山市まちづくり基本指針の着実な推進があります。基本指針の第二階層【行政計画】の終期は2021年度までであることから、本大綱の推進期間の終期を基本指針と合わせることにします。

(4) 推進方法

本大綱に基づく具体的な取り組みとその目標及び達成時期を明確に示し、改革の進行管理を行うために、本大綱に合わせて「行財政改革大綱実施計画」を策定します。

毎年度の検証の際には、検証時点での状況と2021年度の目標値等の実現性を考慮し、次年度以降の活動を見直します。

○まちづくり基本指針と行財政改革大綱の推進期間

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
まちづくり基本指針	第一階層【公共計画】（8年）							
	第二階層【行政計画】（4年）				（2022～2025年）			
行財政改革大綱2018	行革大綱2018（4年）				（2022～2025年）			
	行革大綱実施計画							
	● 検証	● 検証	● 検証	● 検証				

(5) 推進体制

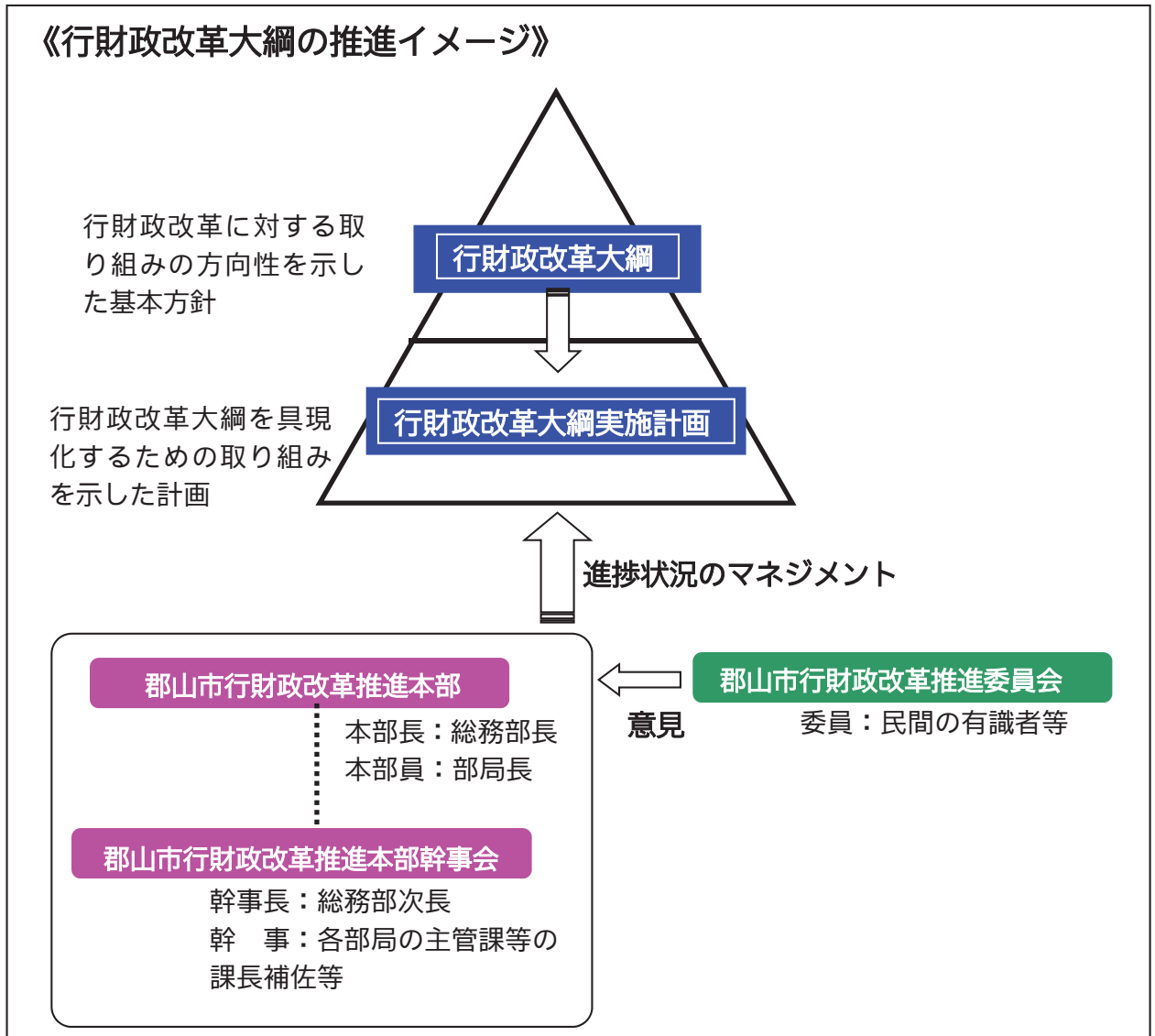
① 行財政改革推進本部

全庁的に行財政改革を推進していくための庁内組織として、実施計画の進捗状況を確認し、目標達成に向けて改善・見直しを行います。

また、推進本部内に幹事会を置き、課題の把握・抽出及びその解決策の検討を行います。

② 行財政改革推進委員会

実施計画の進捗状況について報告を受け、市民・各分野の専門家の立場から改革推進に向けての意見を述べます。



(6) 進捗状況等の公表

実施計画の進捗状況については、市ウェブサイト等を通じて、積極的に市民にわかりやすく公表していきます。

3 行財政改革のための重点推進目標と取組事項

本大綱では、基本理念のもと、「行政運営」「財政運営」「協働・連携」に関する3つの重点推進目標を掲げ、各重点推進目標のもとに取組事項を設定して行財政改革を推進します。

重点推進目標	取組事項
1 効率的・効果的な行政運営の推進	(1) 市民サービスの向上に資する行政運営の推進
	(2) ICTを活用した効率的・効果的な行政サービスの提供
	(3) 効率的な組織体制の確立
	(4) 人材（人財）育成と多様な働き方の推進
	(5) 適正で透明性の高い行財政運営
2 持続可能な財政基盤の確立 ～ワイズスペンディング ⁸⁰ の徹底～	(1) 歳出の節減・合理化
	(2) 税収、税外収入の確保・充実
	(3) 公有資産マネジメントの推進
3 市民総活躍による行財政運営	(1) コレクティブ・インパクト ⁸¹ による行政課題の解決
	(2) 民間活力の活用による多様な主体との連携～共奏フロンティア ⁸² ～
	(3) 隣接する自治体等との連携による行政運営の強化

⁸⁰ 「賢い支出」という意味の英語。経済学者のケインズの言葉。不況対策として財政支出を行う際は、将来的に利益・利便性を生み出すことが見込まれる事業・分野に対して選択的に行うことが望ましい、という意味で用いられる。

⁸¹ 立場の異なる組織（行政、企業、NPO、財団、有志団体など）が、組織の壁を越えてお互いの強みを出し合い社会的課題の解決を目指すアプローチのこと。特定の社会問題について、1つの組織だけで取り組むのではなく、政府、企業、市民セクター、財団などが、互いの強みを活かして取り組むことで問題を解決しようという考え方。

⁸² 限られた人材、資源、情報を効率的・効果的に活用するため、行政と多様な構成主体との連携により提供していくPPP（官民連携）の推進を図ることを郡山市独自に表現したもの。開拓者精神のもと、官民連携の様々な手法を用いて、郡山市を共に奏でていくこと。

重点推進目標 1 効率的・効果的な行政運営の推進

新たな市民ニーズ等にも対応し、より質の高い市民サービスを提供するため、限られた行政経営資源で、効率的で効果的な行政運営を推進します。

(目標)

効率的・効果的な行政運営の推進

(取組)

◇成果や市民ニーズを捉えた行政運営

限られた行政経営資源で、より質の高い市民サービスを提供する

業務の見える化、ICTの活用、組織体制、多様な働き方等

人材

資産

資金

情報

市民
ニーズ

(1) 市民サービスの向上に資する行政運営の推進

「郡山市まちづくり基本指針」が目指す将来都市構想である「みんなの想いや願いを結び、未来（あす）へとつながるまち 郡山」を実現するためには、市民の視点やニーズに基づいた行政サービスを提供することが求められます。

このため、本市では、業務の見える化、BPRの推進、カイゼン活動などのマネジメントにより、市役所全体の市民サービスの質の向上の観点から、既成の枠組みに捉われず、絶えず見直しを行います。

▽ 事務事業のスクラップアンドビルド⁸³

社会経済情勢等の変化を的確に捉えながら行政の果たすべき役割の範囲を見極め、本市として実施すべき施策、事務事業の重点化を図るとともに、効果や必要性が低いものについては、見直しを実施します。

事務事業の見直しにあたっては、「計画」、「実施」、「評価」、「改善」のサイクルに基づき、事務事業単位の行政評価⁸⁴の手法により、事業活動と成果の分析に加え、財務諸表⁸⁵を用いた単位コスト⁸⁶分析による徹底したスクラップアンドビルドによる事業の見直しを行います。

また、評価結果については、図表等を用いるなど市民にわかりやすい公表に努めます。

▽ 窓口サービスの向上

本市では、これまで、窓口の利便性や職員の知識・接客能力の向上に努め、業務プロセス再構築による取扱業務の拡大や添付書類の省略などに取り組み、窓口サービスの向上を図ってきました。

今後も、さらなる市民満足度の向上を目指し、取り扱い業務の最適化を継続して検討するなど、便利で快適な窓口環境の推進に努めます。

⁸³ 限りある資源の中で、良質なサービスを維持向上させるため、不要不急の事務事業の縮小・廃止などの合理化を図ること。

⁸⁴ 新たな時代に対応した行政運営を進めていく手段のひとつであり、戦略化した計画のもとに、政策、施策、事務事業等を科学的な分析や経営管理的手法を用いて、目的の妥当性、有効性、効率性、公平性などの様々な視点により評価を行い、改善につなげていくもの。

⁸⁵ 複式簿記・発生主義で作成する貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等のこと。

⁸⁶ 成果等の単位（人、%など）における1単位あたりにかかる経費

▽ 行政手続きの簡素化

国においては、2020年までに行政手続きコストの2割削減を目標としています。

各種手続は市民と行政との最も身近な接点の一つであり、サービスの向上及び事務の効率化の観点から、市民の視点に立ち、行政手続きのムダを取り除くなどの不断の見直しが必要です。

特に申請書の記載方法、必要書類等については、徹底した見直しを行うとともに、申請方法については、ICTを活用するなど、市民の利便性の向上及び事務の効率化に努めます。

▽公共工事平準化のためのゼロ市債（債務負担行為）の活用

新年度で予定している工事を現年度に前倒し発注し、公共工事の閑散期といわれる4月から工事着工することで、工事施工時期等の平準化を図るとともに、早期完成による市民サービスの提供を図ります。

▽ カイゼン運動の推進

平成26年度から「こおりやま☆カイゼン運動」を開始し、これまで小さな「気づき」から多くの「カイゼン事例」が集められ、市役所内のあらゆる分野において、その効果が現れています。

今後は、カイゼン事例の横展開を図るなど、さらなる運動の活性化を目指し、引き続き推進します。

(2) ICT を活用した効率的・効果的な行政サービスの提供

日常生活における ICT の利用割合が増大している現代社会では、本市においても、市民サービスの提供、業務の効率化等において、ICT の積極的活用は欠くことができません。

IoT⁸⁷や AI⁸⁸等新しい技術が生まれ、発展する一方、活用に当たっては、セキュリティの確保、ICT の活用が苦手な方（情報格差：デジタルデバイド）への対応等を併せて考えなければならないものでもあります。

▽ 市民に対する効果的活用

簡単電子申請、公共施設案内予約システム、コロナビこおりやま等各種サービスの運用のほか、申請手続きの効率化のための申請書等の見直しや、サービス対象者の区分に応じた最適な ICT ツールの検討、マイナンバーの利活用による手続事務、業務の効率化やマイナポータルを活用した新たなサービスの提供等により、市民の利便性の更なる向上を推進します。

▽ 業務への効果的活用

内部事務等各専用業務システムの導入以外にも、パソコンを有効に活用することは、効率的業務運用に寄与し、結果的に職員の事務負担の軽減につながります。効率化により生み出された時間を、より質の高い行政サービスの提供に充当します。

▽ 情報システムの効率的な運用

自治体において、ICT を導入・活用することは事務手続き等の効率化の反面、システム関連コストの増加が伴うため、クラウド⁸⁹の推進、情報セキュリティリスク⁹⁰への対応等安定稼動を維持できる最適な運用を推進します。

⁸⁷ 自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

⁸⁸ 人工知能のこと。Artificial Intelligence の略、コンピュータ上で人間と同様の知能を実現させるための技術。

⁸⁹ データを自分のパソコンや携帯端末などではなく、インターネット上に保存する使い方のサービスのこと。

⁹⁰ 情報のやり取りに関する安全性や信頼性を損ねる要因のこと。

(3) 効率的な組織体制の確立

変化し続ける行政課題等や住民ニーズを捉え、行政サービスを継続して提供するため、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮し、効率的な行政運営が図れるよう職員の適正配置と行政組織の見直し等を柔軟に行います。

▽ 組織・機構の見直し

市民ニーズや社会経済情勢の変化、新たな行政課題に的確に対応できるよう、バックキャストの視点による課題解決型行政組織や「郡山市まちづくり基本指針」に定める「目指すべき未来」を実現するための行政組織を検討し、仕事の量や質に応じた機動性を考慮した職員配置に努めるとともに、部局横断的な対応等、柔軟で機能的な目的志向の組織編成に取り組みます。

▽ 定員管理及び給与の適正化

行政サービスの維持・向上を図りながら、引き続き事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置等に努めるとともに、民間委託等の推進、ICTの活用による業務改善や効率化、指定管理者制度の活用に加え、地方公務員法改正に伴う「会計年度任用職員制度」⁹¹移行に向けた業務の更なる見直しを行い、定員管理の適正化を推進します。

また、職務給の原則⁹²や均衡の原則⁹³に基づく給与の適正化や制度の趣旨を踏まえた諸手当のあり方の検討、地方公務員法に基づく人事評価制度による勤務成績の給与への反映等に取り組むとともに、特別職の報酬等についても、第三者機関における検討を通じ、市民の十分な理解が得られるよう必要に応じて適切な見直しを行います。

⁹¹ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、「会計年度任用職員」の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されたもの。特に臨時職員については、臨時的任用が行える場合やその方法、期間等について厳格な制限が設けられた。

⁹² 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなくてはならないという原則。職務内容の難易度や複雑さに応じて、また、その責任の軽重によって給与に差を設けるもの。

⁹³ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めること。

(4) 人材（人財）育成と多様な働き方の推進

地方分権の進展や市民ニーズの多様化から職員に求められる資質・能力がさらに専門化・高度化する中、自ら考え判断し、問題解決のために迅速で積極的に行動できる職員が求められています。一方、職員一人ひとりのライフステージ⁹⁴に応じて充実した生活を送ることができる支援体制の充実も求められていることなどから、限られた行政経営資源である職員（人財）に対する支援等の推進を図ります。

▽ 人財育成の推進

複雑多様化する行政課題を的確に捉え、新たな発想のもとで政策形成能力を発揮し、スピード感のある開かれた市民本位の市政を実現する人財を育成するため、平成29年3月に改訂した「郡山市人財育成基本方針」⁹⁵に基づく専門及び階層別の各種職員研修、技術力向上のための各種取り組み、さらには、自己啓発支援制度（SDS⁹⁶）等の職員の自主的な取り組みの支援により、職員の能力向上を図り、市民の信頼を確保する「職員総活躍」を目指します。

また、職員相互のコミュニケーションの向上に努め、OJTの定着を図るとともに、専門性の蓄積や活発なカイゼン活動を実施していきます。

さらに、地方公務員法に基づく人事評価制度を推進し、人財育成と連携した人事管理を行うとともに、女性職員の管理・監督者への登用など男女を問わず意欲と能力のある職員の活躍を推進する組織風土の醸成を図ります。

▽ 多様な働き方の検討

平成28年度に策定した「郡山市特定事業主行動計画」に基づき、働きやすい環境づくりに努めます。なお、ICTを活用したテレワーク⁹⁷やフレックスタイム制⁹⁸、ダイバーシティ⁹⁹等、職員の個々の状況に最適な働き方の調査、研究をし、多様な働き方の導入を推進します。

⁹⁴ 人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、介護、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。それぞれの段階は連続性があるものの、節目によって、次の段階の生活環境や生き方は大きく変容し、場合によっては、環境に適応するために生活スタイルや仕事の仕方等、様々なものを変化させる必要が生じる。

⁹⁵ 研修のみならず、組織風土や人事制度をも含めた総合的な取り組みにより職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の基本的な方向性や到達目標を定めた方針。平成15年4月に策定。

⁹⁶ Self Development System の略。

⁹⁷ ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

⁹⁸ 1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。

⁹⁹ 多様性。人種、国籍、性別、年齢等の個人差にこだわらず人材を活用すること。

▽ ワークライフバランスの推進

限られた職員数の中で、複雑多様化する行政課題に対応するためには、職員の能力を十分に引き出すことが必要であり、そのためには、職員個人がより充実した生活を送り、成長しながら働くことができる環境づくりが重要です。

そのため、職員一人ひとりのライフステージ（子育て、介護等）に応じて充実した生活を送ることができるよう支援します。

さらに、休暇、休業制度の取得促進などにより、ライフステージに合わせた支援に取り組みます。

(5) 適正で透明性の高い行財政運営

すべての市民が、行政サービスを受ける機会を公平に得られるようにするため、行政サービスに関するわかりやすい情報の提供と必要な情報を必要な時に取得できるよう情報媒体の多様化を図るとともに、情報セキュリティを徹底するなど、十分な対策を行い、情報資産¹⁰⁰の適正な管理運用に努めます。

また、適正な事務処理等の確保、組織・運営の合理化を図るため、内部統制¹⁰¹体制を検討します。

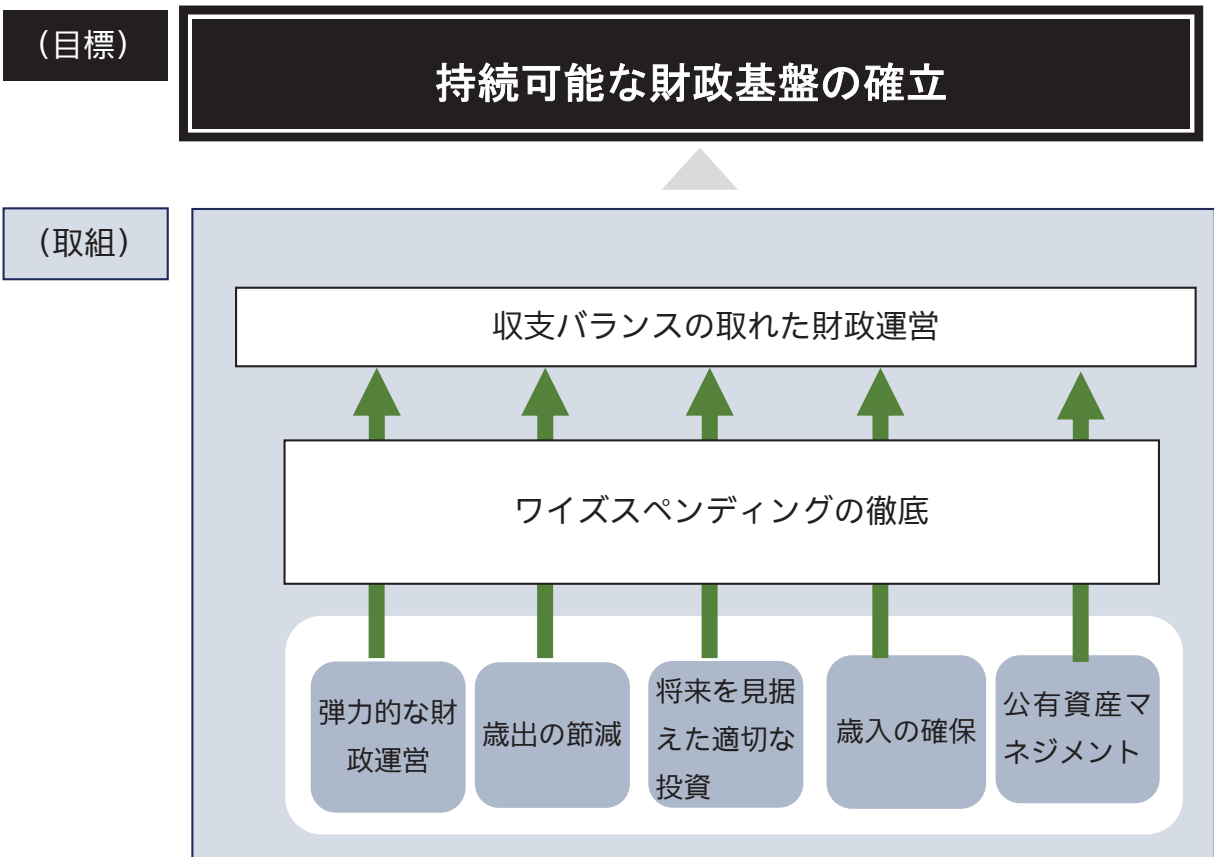
¹⁰⁰ 組織などが保有している情報全般のこと。個人情報など情報自体に加えて、ファイルやデータベースといったデータ、CD-ROM や USB メモリなどの外部記憶媒体、さらに紙の資料も情報資産に含まれる。個人情報など、組織として漏洩や改ざんなどの脅威から保護すべきものの総称のこと。サーバ、パソコン、電磁的記録媒体に保存されたデータ、これらを印刷した文書や台帳など。

¹⁰¹ 地方公共団体等における事務処理上のリスクを回避し、適正な事務の処理を確保するための制度のこと。地方自治法の改正により、内部統制に関する方針を定め必要な体制（監査委員の監査、議会に対する報告等）を整備することが、都道府県及び政令市は義務付けされ、それ以外の市町村に努力義務とされた。

重点推進目標 2 持続可能な財政基盤の確立

本市の財政状況は依然として厳しい状況が続くと予想されていることから、歳出の削減・合理化と歳入確保に努めるなどワイズスペンディングの考え方に立ち、収支バランスの取れた財政運営を行うことで、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

また、平成 27 年度に導入した新公会計制度により作成する財務諸表を活用し、財政状況の「見える化」を図り、的確な現状分析を行うとともに、施策内容の検証に活用するなど行財政マネジメント機能の強化を図ります。



(1) 歳出の節減・合理化

業務における各種経費の削減、建設コスト縮減や効率性の向上等に取り組むとともに、事務事業の合理化の観点から、全事務事業についての見直しに加え、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた配分を行うなど歳出の削減・合理化に努めます。

▽ 補助金等の適正化

公益上必要な場合に交付する個人や団体に対する補助金等について、行政として対応すべき必要性、費用対効果や公費負担の明確化を図るため、統一的な基準を策定し、定期的な検証・見直し体制を整備することで、より適正かつ効率的な補助金制度を構築します。

▽ 将来を見据えた適切な投資

人口減少、少子高齢化時代に突入した中で、市税等収入の減少や社会保障費の増加が見込まれ、行政サービスの量・質の変化が予想されることから、公共施設等の維持管理に代表される計画的な取組みに加え、政策効果が高く、本市の将来に向けた成長・発展にとって必要な歳出について重点化を行うなど適切な投資を図ります。

(2) 税収、税外収入の確保・充実

本市の歳入に見合った財政規模を堅持するとともに将来にわたって安定した自主財源の確保に努めるため、従来からの税や保険料などの徴収率の向上対策に継続して取り組むとともに、施設稼働率の向上からなる使用料の増収、受益と負担の公平性の観点からの施設の使用料等の見直しなど様々な資産活用の推進を図ります。

また、クラウドファンディング¹⁰²など、新たな財源の確保策を検討し、税外収入増の取り組みを進めます。

▽ 税、使用料、負担金等の収入確保（主に徴収率向上の取り組み）

市税等の納付に関しては、口座振替による納付の推進のほか、新たな納付方法として、コンビニエンスストアでの取り扱いを開始するなど、市民の利便性の向上に努めてきたところです。

今後も、社会環境の変化、市民ニーズを的確に捉え、費用対効果を踏まえたうえで、納付場所の拡大や ICT を活用した納付方法の検討など、市民の利便性の向上を図るとともに、滞納処分¹⁰³の強化や徴収機能の専門性を高めるなど、収入の確保に努めます。

▽ 新たな財源の確保

公共施設、市ウェブサイトや各種印刷物への広告掲載のほか、公共施設の PR も兼ねたネーミングライツの推進など、新たな財源の確保に取り組めます。

また、行政財産の使用許可については、様々な角度から有効な活用方法を検討し、必要に応じて競争の原理を採用するなど収入増の取り組みを行います。

¹⁰² アイデアやプロジェクトを持つ起案者が、専用のインターネットサイトを通じて、世の中に呼びかけ共感した人から広く資金を集める方法で、資金調達を行うこと

¹⁰³ 租税が滞納された場合に税務行政庁が滞納者の財産を差し押さえて公売に付し、その売却代金から徴収する処分のこと。

▽ 基金の適正な確保と弾力的活用の推進

基金は、災害などの不測の事態や公共施設の老朽化対策など財政面での将来への重要な役割があることから、適正な確保に努めます。

また、基金の運用については、預金や債券の運用利率等が低下しており厳しい情勢であることを受け、適正な運用、既存基金の有効活用を図るため、関係各課が連携を一層強化し、活用方法や基金充当事業の内容についての検証や整理・統合など、弾力的な活用等が可能となるよう検討します。

▽ クラウドファンディングの検討

クラウドファンディングは、インターネット上で事業の趣旨や目的を分かりやすく示し、広く資金提供を呼びかける方法ですが、国は、寄附文化を醸成する上で有効な手法とし、地方自治体へクラウドファンディングの枠組みを生かした資金調達を促しており、本市においても新たな資金調達の手段として、その導入、活用について検討します。

▽ 受益者負担の適正化

使用料・手数料等については、受益者負担の原則¹⁰⁴の考え方のもと、受益と負担の公平性の観点から統一的な基準を設ける必要がありますが、新公会計制度の導入に伴いサービスにかかるフルコストの把握が可能となったことから、料金原価の算出、受益者負担割合の設定など算定根拠の明確化を図るとともに、減免等の基準の見直しを行い、適正化を図ります。

¹⁰⁴ 受益者負担の原則とは、公共施設の利用や各種証明書の発行など特定の公共サービスを利用する者に対し、そのサービスに応じた負担を求めるものであり、特定のサービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、サービスを利用する人が応分の負担をすることで、はじめて利用しない人との公平性が確保されるという考え方です。

(3) 公有資産マネジメントの推進

市が保有するすべての資産のうち、市有建築物である庁舎、学校、公民館等の公共施設と市民生活の基盤である道路、上下水道施設や橋りょうなどインフラ設備を合わせた公共施設等は、今後、老朽化の時期を迎え、維持管理や更新の経費が大きな財政負担となります。

このため、本市では、平成 28 年 3 月に策定した郡山市公共施設等総合管理計画の実効性を確保し、公共施設等の長寿命化や最適化を図るとともに、維持管理コストの縮減や PPP(官民連携)を推進します。

また、未利用地等の有効活用等を推進し、公有資産に対するマネジメントの強化を図ります。

▽ 公共施設等マネジメントの推進

郡山市公共施設等総合管理計画に基づき、市民サービスの維持や多様化する市民ニーズに対応しつつ、公共施設等の維持管理経費の縮減、長寿命化、複合化や集約化の推進を図るため、今後の財政状況を推計するとともに、取組に要する期間や目標値を定め、全庁的な取組体制のもと公共施設等マネジメントを推進します。

▽ 未利用財産（土地・建物）の有効活用の推進

未利用財産については、売却による処分を基本とするが、一時貸付けや定期借地権による貸付け等、個々の財産の特性に応じて活用を推進します。

▽ 既存施設の有効活用の推進

既存の公共施設においては、当該施設の役割、利用状況等を的確に把握し、多目的な利活用や施設の改修等、市民の利便性の向上を図るとともに、施設稼働率の向上を図り、資産の有効活用を推進します。

重点推進目標 3 市民総活躍による行財政運営

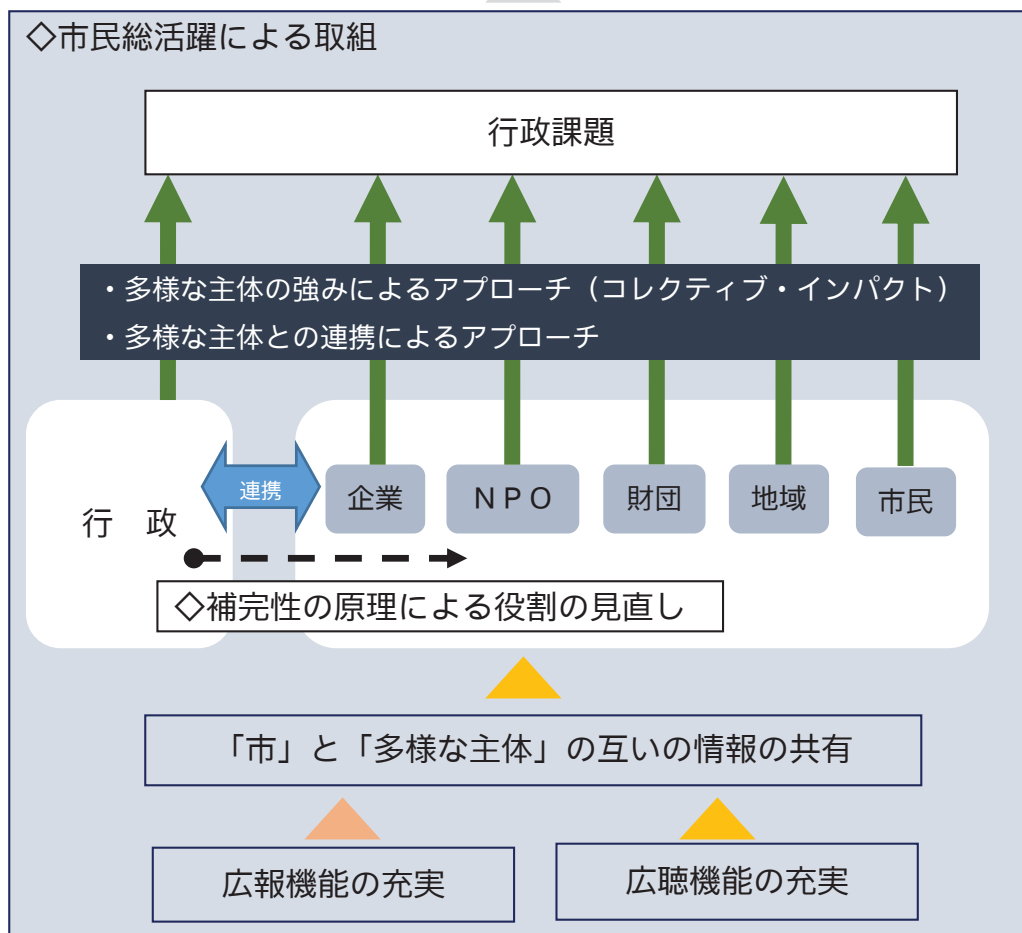
社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ等により行政課題は大きなものとなっています。

行政課題の解決のためには、市の業務について、補完性の原理に基づく見直しを行った上で、市民、民間事業者、NPO 法人¹⁰⁵、財団、地域等の多様な主体がそれぞれの強みにより行政課題へアプローチすること（コレクティブ・インパクト）が必要であり、多様な主体との協働、市民総活躍による行財政運営を推進します。

(目標)

市民総活躍による行財政運営

(取組)



¹⁰⁵ NPO はノン・プロフィット・オーガニゼーション（非営利組織 Non Profit Organization）の略語であり、行政や企業から独立して社会貢献や公益的活動を行う組織のこと。団体の活動で収入があった場合には、事業費や人件費、交通費などの必要経費に充て、さらに剰余金（利益）が生じた場合、構成員（社員、正会員など）で分けず、次年度の事業に使っている。NPO 法人は、NPO 法（特定非営利活動促進法）が定めた要件によって設立された法人のこと。

(1) コレクティブ・インパクトによる行政課題の解決

コレクティブ・インパクトの実効性を向上させるためには、課題の把握に努める（広聴機能の充実）とともに、市が保有する情報を適切かつ迅速に報じること（広報機能の充実）による主体間の情報の共有が不可欠です。

▽ 広聴機能の充実

地域に根ざした意見を施策へ反映させるための取り組みやきめ細かな市民ニーズ、地域課題の把握のため、地域別、世代別、業界別等に懇談会やアンケート調査、ワークショップを実施するとともに、市民提案制度やスマートフォンアプリケーションソフト「ココナビこおりやま」等による市民からの意見、指摘等の投稿の機会の充実に努めます。

▽ 広報機能の充実

すべての市民が、行政サービスを受ける機会を公平に得ることができ、また、行政課題等を市と民間事業者、NPO 法人、財団、地域等の多様な主体が共有できるよう、紙媒体以外にも、市が保有する情報を必要な時に取得できるよう徹底した ICT の活用等による情報媒体の多様化を図ります。

また、コレクティブ・インパクトの実効性を向上させるため、オープンデータの公開を推進し、多様な主体による行政課題への解決の取り組みを推進します。

▽ 政策形成過程への市民参画機会の充実

行政活動の指針となる基本的な計画等の策定にあたっては、その策定段階において、市民との対話と合意形成を重視するため、パブリックコメント制度を積極的に活用します。

また、附属機関等¹⁰⁶の運営にあたっては「附属機関等の設置及び運営に関する指針」等に基づき、会議の公開、委員の公募や女性委員の登用を推進するなど、市民の意向の反映に努めるとともに、行政運営の効率化の観点から附属機関等の統廃合を検討します。

¹⁰⁶ 執行機関の行政執行のため、調停、審査、諮問を受けて審議、調査等を行うことを職務とする法律又は条例により設置する機関と行政運営上の参考とするため、市民や有識者等から意見を聴取し、又は意見交換を行う場として要綱に基づき開催する会議、会合等の総称。

▽ 協働のための環境づくり

市民、地域の住民団体やNPO 法人をはじめとした市民活動団体、さらには企業など多様な主体と対等な関係に立ち、協力し合い、相互に補完する関係（パートナーシップ）を築き、協働によるまちづくりを推進するため、活動の中心となる人材の育成、活動主体に対する活動場所や必要な情報の提供等の支援に努め、協働のための環境づくりに取り組めます。

(2) 民間活力の活用による多様な主体との連携～共奏フロンティア～

社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズが高度化・多様化している中、法令上の規制が緩和され、NPO 法人や民間事業者が提供する公共サービスの範囲が広がっています。

このような中、簡素で効率的な行政運営を実現するため、これまで市が担ってきた公共サービスを新たな担い手である民間が提供することにより、サービスの向上や経費の節減に繋がる場合には、業務の運営に関するチェック体制等、行政としての責任を確保しながら、民間活力の活用を積極的に推進していきます。

また、平成 27 年度に策定した「郡山市 PPP（官民連携）導入指針」等に基づき、PFI や指定管理者制度をはじめとする、いわゆる官民連携の事業を推進するとともに、官民連携創出のための情報発信ポータルサイト「共奏フロンティア（開拓者精神のもと、官民連携の様々な手法を用いて、将来の郡山市を共に奏でていくことを目指す。）」による情報発信に努めます。

▽ 指定管理者制度の活用

公の施設の管理・運営については、多様化する市民ニーズに、より効率的かつ効果的に対応するため、民間のノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とした指定管理者制度を積極的に活用します。

本制度を活用するにあたっては、施設の管理運営の効率的な形態及び市民サービスの更なる向上の視点を考慮します。

また、指定管理者制度導入施設については、毎年度、施設毎に管理・運営状況を評価・検証し、公の施設の適切な管理・運営を推進します。

▽ 外郭団体の経営健全化と適切な活用

市が出資している公益財団法人等の外郭団体は、これまで高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応し、より迅速かつ効率的に公共サービスを提供するなど行政の補完的役割を果たしてきており、今後も公共性、公益性が高い事業の担い手として適切に活用をしていきます。

一方、外郭団体の経営が著しく悪化した場合には、公共サービスの安定的な提供と市の財政等に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、外郭団体自らが行う業務の効率化等を支援するとともに、透明性の高い健全な経営を推進するため、経営情報を積極的に公表します。

▽ 民間からの提案の活用

指定管理者制度、PFI、プロポーザル方式¹⁰⁷等の官民連携手法を導入する場合には、より効果的、効率的な業務の発注となるよう、あらかじめ、実際の業務担い手である民間事業者等の意見、提案等を求める「官民対話」を推進します。

また、行政課題への対応については、民間事業者等からの積極的な提案を喚起するため、広報機能、広聴機能を充実させ、民間提案を受け付ける制度の充実に努めます。

▽ PPP 地域プラットフォームの活用

産（産業界）・学（学術機関）・金（金融機関）・官（行政機関）のノウハウ等を結集し、より実効性の高いPPP（官民連携）の案件形成のため、地域プラットフォーム¹⁰⁸を創設、活用し、地域全体での課題解決に努めます。

▽ 多様な主体との連携

「地域資源の有効な活用」の観点から市と民間事業者、大学など、多様な主体との連携によりそれぞれのノウハウを含めた経営資源のネットワーク形成を推進します。

市民サービスの向上や行政経営の効率化が期待できます。

▽ 安全・安心のまちづくりの積極的な推進

市民をはじめ各種組織団体、関係機関、行政等が協働で地域の実情に合わせたけがや事故を予防するセーフコミュニティ¹⁰⁹活動に取り組み、安全安心なまちづくりを推進します。

市民や各種組織団体等が課題の共有を図り、データを用いた根拠ある対策を協働で実施します。

¹⁰⁷ 業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、技術提案書（プロポーザル）等の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続のこと

¹⁰⁸ PPP/PFI に関する情報・ノウハウの共有・習得、関係者間の連携強化、具体的な案件形成を図るために設定する、産（産業界）・学（学術機関）・金（金融機関）・官（行政機関）の協議の場

¹⁰⁹ WHO（世界保健機関）が推奨する国際認証制度であり、「生活の安心と安全を脅かすけがや事故は、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域の実情を用いて客観的に評価し、地域住民、団体・組織、関係機関、行政などが力をあわせて「安全に安心して生活できるまちづくり」に取り組む活動を行っている地域のことです。

郡山市は、2018年2月2日に県内初、国内15番目、世界391番目にセーフコミュニティ国際認証都市になりました。

(3) 隣接する自治体等との連携による行政運営の強化

近隣自治体等と連携し、コンパクト化・ネットワーク化¹¹⁰により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する「連携中枢都市圏」構想の取り組みを全庁的に推進し、各自治体の公共施設の広域利用や職員の人事交流等を通し、圏域全体の住民サービスの向上や行政経営の効率化に努めます。

▽ 連携中枢都市圏構想の推進

郡山市と近隣の14市町村が連携し、住民が引き続き現在の居住地で生活できるように利便性を維持向上させ、将来にわたって豊かな地域として持続していくため、連携中枢都市圏の形成を目指します。

¹¹⁰ 経済成長や都市機能集積等の観点から、様々な分野で連携を行い、行政と民間機能の集積及び利益の共有を図ること（公共交通、ICTインフラ、病院等）